

岩手県告示第739号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命じた。

平成28年9月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 処分をした年月日 平成28年9月7日
- 2 処分を受けた者
  - (1) 商号又は名称 小野新建設株式会社
  - (2) 主たる営業所の所在地 下閉伊郡岩泉町門字名目入17番地
  - (3) 代表者の氏名 小野 友寛
  - (4) 許可番号 岩手県知事許可（般・特-23）第1834号
- 3 処分の内容 営業の一部の停止命令
  - (1) 停止を命ずる営業の範囲 土木工事業に関する営業のうち公共工事に係るもの及び民間工事であって補助金等の交付を受けているもの
  - (2) 期間 平成28年9月22日から同年10月1日までの10日間
- 4 処分の原因となった事実 2に掲げる者は、岩手県が発注した二級河川小本川筋小本地区堤防築造（その1）工事ほか少なくとも3件の公共工事において、法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結した。このことが、法第28条第1項第6号に該当すると認められる。